

平成 26 年 2 月 10 日

国住指第 3836 号

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

**除却等の予定がある耐震診断義務付け対象建築物についての
耐震診断の結果の報告命令の取扱い等について（技術的助言）**

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項（附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による耐震診断の結果を報告しない者に対する命令及び法第 8 条第 2 項（附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による命令を行った旨の公表の運用に当たっては、下記に留意の上遺憾なきよう取り扱われたい。

貴職におかれては、貴管内所管行政庁に対してもこの旨周知方願いする。

記

法第 7 条及び法附則第 3 条第 1 項の規定に基づき耐震診断の結果の所管行政庁への報告が義務付けられる建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）について、その所有者が耐震診断の結果を期限までに報告しなかった場合には、法第 8 条第 1 項（附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所管行政庁は、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行うことを命ずることができることとされている。

当該命令に当たっては、当該耐震診断義務付け対象建築物について耐震診断の結果の報告の期限後の一定の期間内に、除却又は耐震診断義務付け対象建築物以外への用途変更若しくは用途廃止（以下「除却等」という。）が確実に行われることが当該建築物の除却等に関する工事の請負契約の締結、予算への計上、公表されている事業計画への記載等により確認された場合にあっては、除却等の実施時期を勘案して命令による報告の期限を定められたい。

また、所管行政庁は、当該耐震診断義務付け対象建築物について法第 8 条第 2 項（附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき命令を行った旨を公表するに当たっては、予定されている除却等の内容及び実施時期を明示することとされたい。

なお、この命令を行った旨の公表の時期が、耐震診断の結果の報告をした他の耐震診断義務付け対象建築物の所有者の耐震診断の結果の公表の時期より遅くなり、当該所有者が不利になることのないよう十分に配慮されたい。